

請願・陳情の審査結果		
付託委員会	件名	審査結果
総務	所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることについての請願	20・12・4 継続審査
教育福祉	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書	20・12・2 継続審査
	貴市における医療費助成制度拡充に関する陳情	20・12・2 趣旨了承
	医療費助成制度に関する県への意見書提出を求める陳情	20・12・2 趣旨了承



12月6日から1月4日まで、市役所南側広場で「第3回綾瀬イルミネーション」が開催されました。12月20日・21日にはキャンドルナイトのイベントも行われ、幻想的な雰囲気に包まれました

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- 書式は〈例〉を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 請願には、1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- 請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- 請願（陳情）は、必ず議事事務局へ持参してください。
- 定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- 請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨
理由

12月定例会で可決された意見書

医療費助成制度の市町村への補助金の見直しを求める意見書

県は今年10月から、小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度への一部負担金導入及び重度障害者の65歳以上の新規対象者を除外する制度変更を行った。この制度変更により、小児・ひとり親は対象者拡大で補助金が増えたが、重度障害者は小児・ひとり親で増えた額とほぼ同額の補助金が削減された。

このような中、県下市町村のほとんどは今年度の負担金・年齢制限の導入を見送り、障害者や子育て世帯への更なる負担を強いることを止めた。

しかし、多くの市町村では新規の重度障害者の大半が65歳以上であり、この部分に対して県からの補助金が得られないということは、毎年申請される65歳以上の新規対象者への助成は市町村が独自負担していかなければならないことになる。県からの補助金が減らされたままでは、市町村は制度を安定的に運営することは困難である。

よって、県においては、重度障害者や子育て世帯が、安心して必要な医療を受ける機会を保障するため、市町村への補助金の増額に向けた見直しをするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

神奈川県知事 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。



市の木
「やまもみじ」

議員が市民に対しお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めることも、禁止されています。これらに違反すると罰せられます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

寄付禁止のルール

- 議員の寄付禁止
- 議員に対する寄付の勧誘・要求の禁止

「市議会報あやせ」は、直接お届けしています

「市議会報」は、市シルバー人材センターの会員が配布しています。お手元に届かない場合は、同センター（☎70-3088）へご連絡ください。



ポスティング作業の様子

次号は、**5月15日**発行です。